

【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成29年7月5日

【会社名】 オリジン電気株式会社

【英訳名】 Origin Electric Company,Limited

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 妹尾 一宏

【本店の所在の場所】 埼玉県さいたま市桜区栄和三丁目3番27号

【電話番号】 048(755)9011(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理本部長 樋口 淳一

【最寄りの連絡場所】 埼玉県さいたま市中央区新都心11番地2
明治安田生命さいたま新都心ビル13階

【電話番号】 048(755)9018

【事務連絡者氏名】 取締役 執行役員 管理本部長 樋口 淳一

【縦覧に供する場所】 オリジン電気株式会社 大阪支店
(大阪府大阪市北区梅田1丁目11番4-800(大阪駅前第4ビル))
株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

1【提出理由】

平成29年6月29日開催の第116期定時株主総会において、決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 株主総会が開催された年月日

平成29年6月29日

(2) 決議事項の内容

第1号議案 剰余金の処分の件

株主に対する剰余金の配当に関する事項およびその総額

1株につき金3.5円 116,811,569円

効力発生日

平成29年6月30日

第2号議案 株式併合の件

当社普通株式について5株を1株に併合する。

第3号議案 定款の一部変更の件

第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、発行済株式総数を勘案し、発行可能株式総数を減少するべく、現行定款第6条（発行可能株式総数）に規定されている発行可能株式総数を133,000,000株から、26,600,000株に変更する。

同じく第2号議案「株式併合の件」の承認可決とその効力発生を条件として、現行定款第8条（単元株式数）が規定する当社普通株式の単元株式数を1,000株から100株に変更する。

現行定款第6条（発行可能株式総数）および第8条（単元株式数）の変更の効力は、10月1日（第2号議案にかかる株式併合の効力発生日と同日）をもって効力が生じる旨の附則を設け、同日をもって当該附則を削除する。

第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）9名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。）として妹尾一宏、篠原信一、高木克征、源島康広、門脇賢、樋口淳一、戸塚晶一、山本誠司（以上再任）、石田武夫（新任）の9氏を選任する。

第5号議案 取締役に対する業績連動型株式報酬制度導入の件

当社の取締役（監査等委員である取締役、およびそれ以外の取締役のうち社外取締役である者を除きます。）に対して、新たな業績連動型株式報酬制度「株式給付信託（BBT（= Board Benefit Trust））」の導入をする。

第6号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）継続の件

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続する。

(3) 決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件
 ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 (個)	反対数 (個)	棄権数 (個)	可決要件	決議の結果および 賛成割合(%)
第1号議案	24,694	76	0	(注)1	可決 99.56
第2号議案	24,327	443	0	(注)2	可決 98.08
第3号議案	24,624	146	0	(注)2	可決 99.27
第4号議案					
妹尾 一宏	22,659	2,111	0	(注)3	可決 91.35
篠原 信一	24,292	478	0		可決 97.93
高木 克征	24,292	478	0		可決 97.93
源島 康広	24,274	496	0		可決 97.86
門脇 賢	24,291	479	0		可決 97.93
樋口 淳一	24,290	480	0		可決 97.93
戸塚 晶一	24,290	480	0		可決 97.93
山本 誠司	24,290	480	0		可決 97.93
石田 武夫	24,145	625	0		可決 97.34
第5号議案	24,521	249	0	(注)1	可決 98.86
第6号議案	18,444	6,326	0	(注)1	可決 74.36

- (注) 1 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。
 2 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の3分の2以上の賛成による。
 3 議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本総会前日までの議決権行使分の議決権の数および当日出席の一部の株主から議案の賛成、反対および棄権の確認ができた議決権の数の集計により、決議事項が可決されるための要件を満たしたことから、株主総会当日出席株主のうち賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の株主の議決権の数は加算しておりません。

以 上